（略）	う。）の内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で交付金の額に変更を生じないもの

別表第三（第十一条関係）

補助金等名	処分制限財産の名称等			処分制限期間（年）
	施設整備等の分類	財産名	構造規格等	
（略）				（略）
河川総合開発事業費補助 治水ダム等建設業費補助	（略）			（略）
水道施設整備費補助 水道水源開発等施設整備費補助	構築物	取水設備	鉄筋コンクリート造のもの	四十
			鉄骨造のもの	五十
			木造のもの	六十
			鋳鉄製のもの	六十
			その他のもの	六十
		導水設備	鉄筋コンクリート造のもの	四十八
			鉄骨造のもの	十八
			木造のもの	四十
			その他のもの	二十五
		浄水設備	鉄筋コンクリート造又はコンクリート造のもの	三十
			れんが造又は石造のもの	五十
			土造のもの	四十
		配水設備	鉄筋コンクリート造のもの	四十
			金属造のもの	二十
			木造のもの	十
		橋りょう	鉄筋コンクリート造のもの	八十
			鉄骨造のもの	五十
			木造のもの	四十
		配水管	鉄筋コンクリート造のもの	四十
			金属造のもの	二十
			木造のもの	十
		配水管附属設備	貯水池	十
			高架水そう	三十
			さく井	十
			電信電話線	三十

（略）	

別表第三（第十一条関係）

補助金等名	処分制限財産の名称等			処分制限期間（年）
	施設整備等の分類	財産名	構造規格等	
（略）				（略）
河川総合開発事業費補助 治水ダム等建設業費補助	（略）			（略）